

4 附置義務条例にもとづく届出等について

次の①②の両方に該当する建築物の新築や増築等を行う場合、「熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」にもとづき、駐車場の設置と届出が必要になります。（下表参照）

- ① 駐車場整備地区内にあるもの。（都市計画課で確認できます。）
- ② 次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 条例第2条に定める特定用途で、延べ面積が2000㎡を超える場合*
 - ・ 特定用途以外の用途で、延べ面積が3000㎡を超える場合*
 - ・ 特定用途と特定用途以外の用途を共に有する建築物で、非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積との合計面積が2000㎡を超える場合*

※ 駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く

条文	該当要件	基準及び必要な手続き
第6条	上記①②に該当する場合	駐車施設の規模等（幅、奥行き等）の基準に適合する必要があります。
第7条	上記①②に該当し、敷地内に駐車施設を設けることが困難で、附置の特例を用いたい場合	特例を受ける場合は、第9条の届出の前に市長の承認を受ける必要になります。
第9条	上記①②に該当する場合	届出が必要になります。

4-1 設置台数（条例別表第1）

	建築物の規模	規模の基準
全部を特定用途	建築物の延べ面積が2,000㎡*を超えるもの	2,000㎡を超える部分の面積に対して300㎡までごとに1台
全部を非特定用途	建築物の延べ面積が3,000㎡*を超えるもの	3,000㎡を超える部分の面積に対して450㎡までごとに1台

※ 駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く

4-2 条例第6条にもとづく駐車施設の基準

条例第6条に基づき、駐車用の用に供する部分を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければなりません。

4-3 条例第7条にもとづく隔地駐車場の届出

建築物の構造又は敷地の状態により駐車施設を附置することが著しく困難で、別の場所に駐車場を確保しようとする場合、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。なお、承認を受けた後は、条例第9条にもとづく届出が必要になります。

- ① 届出に必要な書類
 - ・ 駐車施設設置(変更)承認申請書(様式第2号)
 - ・ 付近見取図
 - ・ 駐車場賃貸借契約書の写し
- ② 届出部数：1部
- ③ 届出期日：条例第9条の届出前（事前にご相談下さい）

4-4 条例第9条にもとづく新設、変更の届出

① 届出に必要な書類（条例施行規則別表による）

- ・ 駐車施設設置(変更)届出書(様式第1号)
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図（駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員を記載）
- ・ 各階平面図（駐車施設の位置、寸法等を記載）

② 届出部数：1部

③ 届出期日：確認申請前（建築基準法施行令第9条の建築基準関連規定に該当します）

4-5 届出場所：熊本市役所 11階 建築指導課 建築審査室 構造班